

議案第 4 4 号

指定管理者の指定について

上越市安塚雪だるま高原条例（平成 1 6 年上越市条例第 4 5 号）第 7 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
安塚雪だるま高原（キューピットバレイスキー場等 3 施設）	南魚沼郡湯沢町大字土樽 5044 番地 1 株式会社スマイルリゾート 代表取締役 田中 章生	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで